

鳥取労働局発表
令和3年10月15日

【照会先】
鳥取労働局 労働基準部 監督課
課長 宮地 延幸
監察監督官 長田 光彦
(電話) 0857-29-1703

県内の外国人技能実習生を雇用する事業場（実習実施機関）に対する令和2年の監督指導の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施機関の77.0%で違反を指摘～

鳥取労働局（局長：石田聡）では、令和2年1月から令和2年12月までの期間に外国人技能実習生を雇用する事業場（実習実施機関）に対して実施した監督指導等結果を取りまとめましたので、公表します。

これらの状況を踏まえ、引き続き、技能実習生の適正な労働条件の確保に向けて、事業主に対する法令の周知徹底を図るほか、各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる事業場に対しては、積極的に監督指導を実施するとともに、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案等に対しては送検手続をとるなど厳正に対処することとしています。

1 令和2年の監督指導状況

74事業場に対し臨検監督を実施、うち57事業場で労働基準法、労働安全衛生法等関係法令違反が認められた。（違反率77.0%）

主な違反事項：賃金の支払（20件）、割増賃金（19件）
安全基準（13件）、労働時間（12件）

2 具体的な指導事例（是正勧告等を行い指導したもの）

- ・賃金の支払：賃金控除協定なしに、賃金から家賃、光熱費等を控除していたもの。（労基法第24条違反）
- ・割増賃金：時間外労働等に対して法定の割増賃金率で計算した割増賃金を支払っていなかったもの。（労基法第37条違反）
- ・労働時間：①36協定を締結・届出せず時間外労働を行わせていたもの、②36協定の上限を超えて時間外労働を行わせていたもの。（労基法第32条違反）

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得することにより、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としているところ、この制度を活用する実習実施機関の中には、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反するものが依然として存在しています。

こうした中、労働局では、実習実施機関に対し、監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

鳥取県内では、割増賃金や労働時間といった一般労働条件の確保面での問題のほか、安全基準の確保面で問題が認められ、改善を指導しました。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行う等厳正に対応しています。

(鳥取労働局長のコメント)

技能実習制度については、実習実施機関に対し労働基準関係法令の周知・啓発に努め、労働基準関係法令違反をすることなく適正な労働条件と安全衛生の確保ができるよう取り組みます。また、法令違反の疑いがある実習実施機関に対しては、監督指導を実施し、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないものなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行う等厳正に対応して参ります。

鳥取労働局では、英語・ベトナム語による労働条件の相談ができる外国人労働者相談コーナーを設置しており、また、鳥取県が設置する鳥取県多文化共生支援ネットワークを通じ関係機関との連携を図るなど、技能実習生に限らず外国人労働者に対する労働条件確保の取組を積極的に進め、日本人・技能実習生を含む外国人労働者を問わず、気持ちよく仕事ができる環境を整える支援を行い、働く人材から選ばれる鳥取県となる一助を担いたいと思います。

監督指導事例

事例 1 (商業)

- 1 36協定を締結・届出をせずに、違法な時間外労働を行わせていたことから、指導を実施した。
- 2 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含んで計算しておらず、一部割増賃金に未払いが生じていたことから、指導を実施した。
- 3 事業附属寄宿舍に関する寄宿舍規則は作成されていたが、所轄の労働基準監督署に届出を行っていないことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

- 1 日本人労働者及び外国人技能実習生に対し、36協定を締結・届出をせずに、違法な時間外労働を行わせていたことから指導を実施した。

労働基準監督署の対応

36協定の締結・届出をせずに、時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）

- 2 日本人労働者及び外国人技能実習生の時間外労働に対し、割増賃金の算定基礎に必要な手当を含んで計算しておらず、一部未払いが生じていたことから、指導を実施した。

労働基準監督署の対応

時間外労働に対し、割増賃金の算定基礎に必要な手当を含んで計算していなかったことについて是正勧告（労働基準法第37条違反）

- 3 外国人技能実習生を寄宿させている事業附属寄宿舍について、寄宿舍規則は作成されていたが、所轄の労働基準監督署に届出を行っていないことから、指導を実施した。

労働基準監督署の対応

作成した寄宿舍規則について、所轄の労働基準監督署に届出を行っていないことについて是正勧告（労働基準法第95条違反）



労働基準法第95条（一部抜粋・要約）

事業の附属寄宿舍に労働者を寄宿させる使用者は、

- ①起床、就寝、外出及び外泊に関する事項
- ②行事に関する事項
- ③食事に関する事項
- ④安全及び衛生に関する事項
- ⑤建設物及び設備の管理に関する事項

について寄宿舍規則を作成し、行政官庁に届出なければならない。

監督指導事例

事例2 (製造業)

1 外国人技能実習生が機械の洗浄を行っていたところ、運転中の機械のチェーンに指が巻き込まれて負傷したことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

1 外国人技能実習生1名が機械の洗浄を行っていたところ、運転中の機械のチェーンに指が巻き込まれて負傷した。

労働災害の原因は、

- ①機械の洗浄を行う際に、機械の運転を停止していなかったこと。
- ②作業場所には、清掃手順が掲示されていたが、「機械の停止」がなかったこと。だと判明した。

労働基準監督署の対応

- ①機械の洗浄を行う際に、機械を停止していなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第20条違反）
- ②最初に行う手順を「機械の停止」とし、外国人技能実習生が理解できる言語で掲示するとともに、清掃手順の教育を行うよう指導



労働安全衛生法第20条（一部抜粋・要約）

事業者は、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第107条（一部抜粋・要約）

事業者は、機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。